

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社A r k
- (2) 代表者 代表取締役 船道 真由
- (3) 法人所在地 大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁 4 5 1 番地—2 0 1 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 ちゅちゅ
- (2) 所在地 大阪府八尾市上之島町南四丁目 4 1 番 2 サラサ八尾西館 1 階
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

不正請求・虚偽の答弁（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5, 7 号）

管理者は、人員基準を満たしていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を不正に請求し、受領していた。また、監査時に人員基準を満たしていないことを隠蔽するため、資格のない従業者に、児童指導員の資格を有する別の者の名を名乗るよう指示を行い、虚偽の答弁をさせた。